

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社: 会社法第 782 条第1項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社: 会社法第 794 条第1項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2023年2月3日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド

日本フレキ産業株式会社

2023年2月3日

吸収分割に係る事前開示書類

愛知県名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表取締役 加藤 博

東京都西東京市富士町2丁目13番17号
日本フレキ産業株式会社
代表取締役 安井 雄二

株式会社ノリタケカンパニーリミテド(以下「吸収分割会社」といいます。)及び吸収分割会社の完全子会社である日本フレキ産業株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2023年2月2日付で吸収分割契約を締結し、効力発生日を2023年4月1日(以下「本効力発生日」といいます。)として、吸収分割会社が営む超硬丸鋸切断機に係る事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項第2号及び第794条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号)

本吸収分割に際して、吸収分割会社に対し株式、金銭その他の財産交付をいたしません。吸収分割承継会社は吸収分割会社の完全子会社であるため、かかる取り扱いは相当であると判断しております。

3. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第192条第4号イ)

別紙2のとおりです。

② 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号イ)

別紙3のとおりです。

(2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第183条第4号ロ及び第192条第4号ロ)

該当事項はありません。

(3) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第5号イ及び第 192 条第4号ハ)

該当事項はありません。

② 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第4号ハ及び第 192 条第6号イ)

該当事項はありません。

4. 本効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第6号及び第 192 条第7号)

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社においては、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、また、事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割承継会社においては、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、また、事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



吸収分割契約書

株式会社ノリタケカンパニーリミテド（以下「甲」という）と、日本フレキ産業株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（本件吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、その経営する事業のうち、以下の事業（以下「本件事業」という）に関して有する第3条第1項に定める権利義務を、吸収分割（以下「本件吸収分割」という）により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（本件事業の表示）

- ・超硬丸鋸切断機に係る事業

第2条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割の当事会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

商号 株式会社ノリタケカンパニーリミテド

住所 愛知県名古屋市西区則武新町三丁目1番36号

(2) 乙：吸収分割承継会社

商号 日本フレキ産業株式会社

住所 東京都西東京市富士町2丁目13番17号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、負債、その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙1「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 甲は、承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務について、本件吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）において重疊的に引き受け、引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本件吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、効力発生日に、甲に対し、承継対象権利義務の対価を交付しないものとする。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年4月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

本契約締結後、効力発生日まで、甲は善良な管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理をし、本件吸収分割に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲及び乙で協議するものとする。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を要しない。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約による本件吸収分割につき株主総会の承認を要しない。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わない。

第9条（分割条件の変更、吸収分割の中止及び分割契約の解除）

効力発生日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、甲乙協議の上、本件吸収分割の条件を変更し、本件吸収分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

- (1) 承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合
- (2) 本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合

第10条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

第11条（裁判管轄）

本契約に関連する甲乙間の一切の紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年2月2日

愛知県名古屋市西区則武新町三丁目1番36号
甲 株式会社ノリタケカンパニーリミテド
代表取締役社長 加藤 博



東京都西東京市富士町2丁目13番17号
乙 日本フレキ産業株式会社
代表取締役 安井 雄二



別紙 1

承継対象権利義務明細表

本件吸収分割により乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する資産、負債、契約その他の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

本件事業に属する売掛金、未収入金（受取手形及び電子記録債権相当額含む）、棚卸資産（但し、丸鋸刃を除く）、前払費用、その他の流動資産（但し、現預金を除く。）

(2) 固定資産

別紙 2 に記載する固定資産、本件事業に属するその他の固定資産

2. 負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用（支払手形及び電子記録債務相当額含む）、前受金、前受収益、その他の流動負債（但し、従業員及び社会保険に関する未払費用等を除く）

(2) 固定負債

本件事業に属する固定負債

3. 承継するその他の権利義務

(1) 雇用契約

甲の従業員との雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、本件吸収分割により、甲から乙に一切承継されない。

(2) その他の契約

本件事業のみに係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

(3) 許認可

効力発生日において本件事業のみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、甲から乙へ承継することが法令上可能なもの

以上

別紙 2 (固定資産)

登録番号	固定資産名	数量
18045400	高速切断機 80 型検証装置	一式
210368001	1mm 刃切断検証機	一式
201265001	非鉄非金属切断検証装置	一式
0761115700	シカット 100 型鋸ヘッド 貸出品No.1	一式
0761115800	シカット 100 型用鋸ヘッド 貸出品No.2	一式
190743001	超硬丸鋸切断機 P R 用 3 D 映像	一式
200233001	超硬丸鋸切断機 P R 用 3 D 映像	一式
S0108	3 次元 C A D システム用ソフトの導入	一式

以上



ノリタケグループの第141期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の連結会計年度の事業の概況につきましてご報告申し上げます。

1 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当期の経済状況は、国内では新型コロナウイルスワクチン接種の進展により、徐々に経済活動が正常化に向かい、設備投資や輸出に持ち直しの動きが続いたことから回復基調にありました。海外では、米国や欧州では感染症による影響が緩和され、個人消費や設備投資が増加したことから景気の回復がみられ、中国は内需の増加により景気は持ち直しつつありました。しかしながら、先行きについては、ウクライナ情勢など不透明感が増す中で、原油、原材料価格の上昇や半導体の供給不足による影響等が懸念されています。

こうした経済環境の下、第11次中期経営計画の最終年度である当期においては、「成長性と収益性の向上」、「投資（M&A、設備、開発）の加速」、「ESG（環境・社会・企業統治）への取組み」を経営課題として、以下の4つの基本戦略を掲げて事業を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による大きな事業環境の変化に対応するために加えた「選択と集中の加速」を最優先事項として、開発・製造から販売までを通して分析し、採算性の良い事業や商品群に経営資源を集中して、成長性と収益性を向上させるための事業体制の整備を推進しました。

①競争力のある新商品・新技術開発の促進

自動車の電動化や高速移動体通信用の電子部品の需要拡大に対応すべく、工業機材事業、セラミック・マテリアル事業、エンジニアリング事業において、新商品の開発と新用途の開拓に取り組み、市場へ投入しました。

②海外生産拠点の増強と海外市場開拓の推進

工業機材事業において、中国蘇州工場で大型砥石を増産するための新ラインを稼働させました。また、タイ工場では製造ラインを増強しました。

③国内販売体制、製造体制の再整備

工業機材事業では、営業効率の向上と物流コスト低減のため、グループ会社を含めた営業・物流拠点の統合・再編を行いました。また、セラミック・マテリアル事業では、中長期的な需要拡大に対応するため、積層セラミックコンデンサ等の電子部品材料の生産能力を増強しました。

④ものづくり強化活動、環境活動、安全衛生活動、働き方改革と事業活動の一体化

全社横断組織を設け、各活動と事業活動の一体化に取り組むとともに、定期的な活動報告会などを通して情報を共有しました。Web会議等を活用することで、コロナ禍においても、これら諸活動を推進しました。

当期の業績

ノリタケグループの2021年度の連結売上高は前期比19.3%増加の1,276億41百万円、連結営業利益は前期比265.7%増加の93億53百万円、連結経常利益は前期比179.2%増加の125億9百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は90億68百万円となりました。

当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業環境、業績見通しを総合的に判断した結果、1株につき80円（中間配当と合わせて年間150円）とすることといたしました。株主の皆様には、なにとぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ノリタケグループの事業別概況についてご報告申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

工業機材事業

主要製品

研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、研磨布紙、研削・研磨関連商品（研削油剤等）

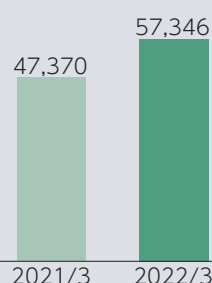
国内では、主要顧客である自動車、鉄鋼、ベアリング、電子部品関連において、顧客の生産が回復したことから、売上げは増加しました。海外では、北米で自動車業界に回復がみられ、中国は自動車、鉄鋼業界が堅調に推移し、東南アジアでも市況が回復したことから、売上げが増加しました。オフセット砥石などの汎用砥石は国内が堅調で、海外は大幅に伸長し、売上げが増加しました。研磨布紙は、国内外共に好調で売上げは増加しました。

その結果、工業機材事業の連結売上高は、573億46百万円（前期比21.1%増加）となりました。



ウェハ研削用ホイール

売上高（百万円）



売上高構成比率
44.9%

セラミック・マテリアル事業

主要製品

電子ペースト、厚膜回路基板、セラミックコア、触媒担体、転写紙、石膏、セラミック原料、電子部品材料、蛍光表示管及び同モジュール等

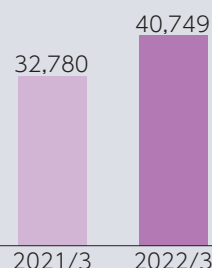
電子ペーストは、高速移動体通信用及びパソコン用電子部品の需要が堅調に推移したことにより、売上げは大きく増加しました。電子部品材料は、通信分野及び自動車向けが堅調に推移し、売上げは伸長しました。厚膜回路基板は、一部製品の価格改定等により、売上げは増加しました。石膏は、東南アジア及びアフリカ向けが好調で、売上げは大きく増加しました。セラミックコアは、顧客の生産調整の影響を受け減少しました。蛍光表示管は海外向けが好調で、増加しました。セラミック原料は国内外共に好調で、大きく増加しました。

その結果、セラミック・マテリアル事業の連結売上高は、407億49百万円（前期比24.3%増加）となりました。



積層セラミック
コンデンサ用電子ペースト

売上高（百万円）



売上高構成比率
31.9%

エンジニアリング事業

主要製品 高効率焼成炉ローラーハースキルン、遠赤外線乾燥炉、混合攪拌装置（スタティックミキサー等）、クーラント濾過装置、超硬丸鋸切断機、ロードカッター等

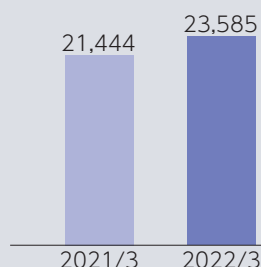
主力の乾燥炉及び焼成炉は、リチウムイオン電池及び電子部品分野が堅調に推移したことにより、売上げは大きく増加しました。混合攪拌装置は、設備投資抑制の影響が大きく、売上げは減少しました。濾過装置は、ベアリング向けの受注が回復し、海外向けは増加しましたが、国内向けは低調に推移し、売上げは減少しました。超硬丸鋸切断機は、主に海外の鋼材加工用が好調で、売上げは大きく増加しました。

その結果、エンジニアリング事業の連結売上高は、235億85百万円（前期比10.0%増加）となりました。



ロールtoロール式遠赤外線加熱炉

■売上高（百万円）



売上高構成比率
18.5%

食器事業

主要製品 陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

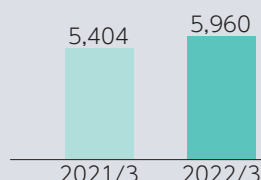
国内市場は、オンライン販売、直営店で売上げが伸びたものの、百貨店、ホテル、エアライン向けは、依然としてコロナ禍の影響が強く、売上げは減少しました。海外市場は、米国では、主要顧客向けの販売が回復基調にあり、売上げは増加しました。アジア地域では、中国・インド向けの販売が伸長し、売上げは増加しました。その他の国・地域でも、オンライン販売が堅調で、海外全体では、売上げは増加しました。

その結果、食器事業の連結売上高は、59億60百万円（前期比10.3%増加）となりました。



電子レンジ対応の金加飾
「ソフィランス」

■売上高（百万円）



売上高構成比率
4.7%

（注）当連結会計年度より連結子会社1社の帰属セグメントを変更したため、工業機材事業及びエンジニアリング事業の情報は、変更後のセグメントに基づき再計算して表示しております。

最後に、株式会社ノリタケカンパニーリミテド単独の第141期事業年度の経営成績についてご報告申し上げます。

当期の売上高は、657億10百万円（前期比12.5%増加）、営業利益は18億99百万円（前期は7億47百万円の営業損失）、経常利益は53億86百万円（前期比278.1%増加）、当期純利益は41億40百万円（前期比301.6%増加）となりました。

(2)設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして実施した設備投資等は総額48億99百万円であり、その主なものは砥石製造設備及び電子部品材料製造設備であります。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

(4)対処すべき課題

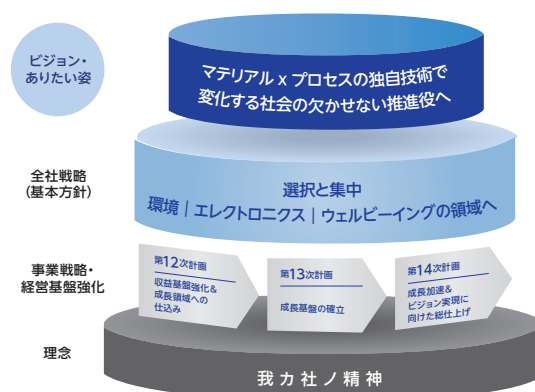
今後の当社グループを取り巻く経営環境は、地政学リスクの高まり、カーボンニュートラルを始めとするサステナブル社会の進展、デジタル化の加速、生活スタイルの多様化等、不確実で先が予測しにくい時代が続くものと認識しています。こうした経営環境のなか、2022年度から2024年度までの3カ年を対象とする第12次中期経営計画（以下、第12次計画）を策定いたしました。策定にあたっては、2030年度における当社グループの長期ビジョン（ありたい姿）と、その実現に向けた戦略の方向性を描き、その上で、第12次計画の3年間の位置付けを明確にして、取り組むべき具体的な戦略を定めました。

2030年度を見据えた経営の方向性

① 長期ビジョン（ありたい姿）

「マテリアル×プロセスの独自技術で変化する社会の欠かせない推進役へ」

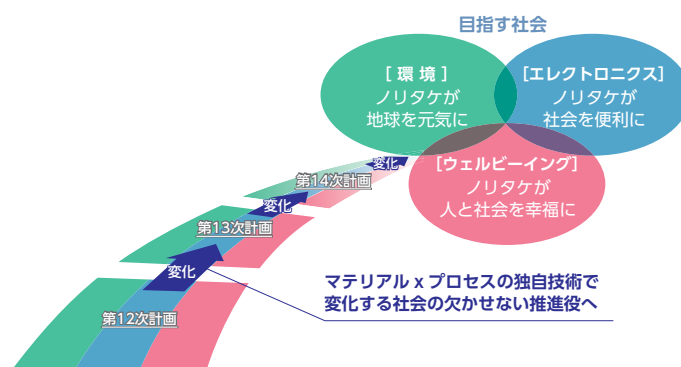
当社グループは、経営基盤を強化するとともに成長領域に注力し、「マテリアル×プロセスの独自技術で変化する社会の欠かせない推進役」として社会に貢献してまいります。



② 全社戦略（基本方針）

「選択と集中（環境/エレクトロニクス/ウェルビーイングの領域へ）」

当社グループの長期ビジョン（ありたい姿）を実現するために、今後の成長が期待される環境・エレクトロニクス・ウェルビーイングの3分野を成長領域と定めて「選択と集中」を進め、現状の基盤領域（内燃機関、窯業等）から成長領域（環境・エレクトロニクス・ウェルビーイング）へ事業領域の転換を図ります。また、成長領域への取組みを通じて、当社グループは、「地球を元気に」、「社会を便利に」、「人と社会を幸福に」する企業を目指します。



第12次中期経営計画

① 中期経営計画の位置付け

「収益基盤の強化と成長領域への仕込み」

2030年度に向けて第12次計画は、「収益基盤の強化と成長領域への仕込み」の期間と位置付けます。「収益基盤の強化」として、不採算商品・事業の再編、収益改善・合理化を進め、「成長領域への仕込み」として、増産・拡販への対応、経営基盤の強化を進めます。

経営基盤の強化として、全社横断的に取り組むテーマは以下のとおりです。

「新事業の創出」

新事業のテーマ探索を当社グループ全社レベルで行うと共に、事業化プロセスを構築し、新事業の創出に結び付けます。

「組織風土の改革」

2030年度の長期ビジョン（ありたい姿）に必要な組織風土を実現するため、人事制度の整備や働き方改革を推進し、従業員のチャレンジ精神の醸成とエンゲージメントの向上を図ります。

「サステナビリティ経営体制の整備」

持続可能な社会の実現に向けた社会課題の解決のため、サステナビリティ経営体制を整備し、カーボンニュートラルの実現、気候変動等のリスクへの対応等のサステナビリティに向けた取組みを進めます。

「DXの推進」

生産性や技術力の向上、顧客対応力の高度化を実現するため、DX推進体制を整備し、デジタル技術を活用したプロセス改革を推進します。

② 経営数値目標

第12次計画よりキャッシュフロー創出力を管理する指標として、フリーキャッシュフロー（FCF）を採用します。

2024年度に連結売上高1,470億円、連結営業利益130億円、連結営業利益率9%、自己資本利益率9%、FCF 200億円（3年間累計）を目指します。また、創出したFCFは、主に成長投資に充当します。

	2024年度 目標
売上高	1,470億円
営業利益	130億円
営業利益率	9%
自己資本利益率 (ROE)	9%
フリーキャッシュフロー (FCF)	200億円 (3年間累計)

③ 各事業別の取組み課題



工業機材事業

「既存事業の収益改善と成長分野進出に向けた基盤整備」

事業をオーダーメイド品と汎用品に再編することで、効率的な事業体制を構築します。オーダーメイド品事業では、徹底した収支改善、増産体制の確立、販売拠点の整備等により、収益基盤を強化します。また、半導体、自動車の電動化等の成長領域における新技術・新商品の開発を進めます。汎用品事業では、経営基盤の効率化と製造・販売体制の再編により、収益力を強化します。また、成長領域への進出に向けた製造・開発・営業体制を構築し、経営資源の集中を図ります。

セラミック・マテリアル事業

「事業基盤の強化」

電子ペーストは、エレクトロニクス分野において、製品ラインナップの拡張と生産能力の増強によるシェアの拡大、新商品の開発を進めます。電子部品材料は、積層セラミックコンデンサ用材料の生産能力増強による事業の拡大、成長領域における新商品の開発を進めます。また、事業の選択と集中、新商品・新事業の創出により、事業ポートフォリオの再構築を図ります。

エンジニアリング事業

「事業規模の拡大と新分野の開拓」

エネルギー、エレクトロニクス分野では、拡販とアフターサービス体制の強化により、シェアの拡大を図ります。自動車分野では、電動化に伴う新用途・新商品の開発を進めます。また、新しい分野（医療・医薬、半導体、新素材）への参入と市場の開拓、環境分野での新用途・新商品の開発を強化します。

食器事業

「黒字化の達成」

国内は、オンライン販売の強化とホテル・レストラン向けの拡販を進めると共に、流通販路・物流の再整備による経費削減を図ります。海外は、成長市場であるインド、中国、東南アジア等の主要国での拡販に取り組みます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第138期 (自 2018.4. 1 至 2019.3.31)	第139期 (自 2019.4. 1 至 2020.3.31)	第140期 (自 2020.4. 1 至 2021.3.31)	第141期 (自 2021.4. 1 至 2022.3.31)
売上高	125,802	120,611	107,000	127,641
経常利益	9,764	6,312	4,480	12,509
親会社株主に帰属する当期純利益	9,707	3,415	2,806	9,068
1株当たり当期純利益	675円77銭	237円22銭	194円54銭	628円27銭
総資産額	151,773	145,923	154,905	163,562
純資産額	107,349	103,757	113,988	118,800
1株当たり純資産額	7,219円82銭	6,986円33銭	7,684円78銭	8,183円66銭

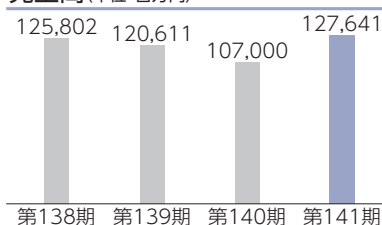
- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用したため、第141期に係る各数値は当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(ご参考)

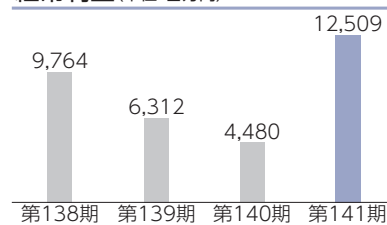
連結業績 ハイライト

Consolidated results highlight

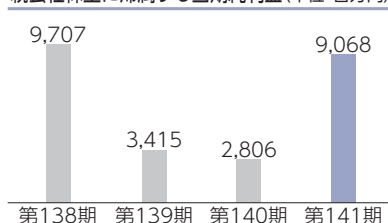
売上高(単位：百万円)



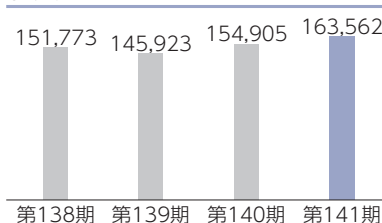
経常利益(単位：百万円)



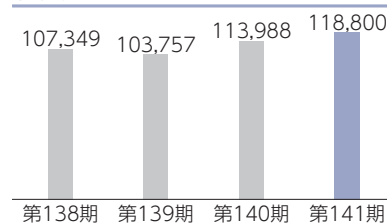
親会社株主に帰属する当期純利益(単位：百万円)



総資産(単位：百万円)



純資産(単位：百万円)



(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

② 当社単独の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第138期 (自 2018.4.1 至 2019.3.31)	第139期 (自 2019.4.1 至 2020.3.31)	第140期 (自 2020.4.1 至 2021.3.31)	第141期 (自 2021.4.1 至 2022.3.31)
売上高 (売上高に占める輸出割合)	70,482 (35%)	66,897 (34%)	58,395 (36%)	65,710 (39%)
経常利益	4,974	3,112	1,424	5,386
当期純利益	6,676	1,774	1,030	4,140
1株当たり当期純利益	464円79銭	123円27銭	71円45銭	286円86銭
総資産額	116,576	110,460	117,953	120,072
純資産額	75,610	72,272	78,989	79,225
1株当たり純資産額	5,261円73銭	5,015円65銭	5,472円25銭	5,488円90銭

- 注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75947口)が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
2. 当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用したため、第141期に係る各数値は当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
日本レヂボン株式会社	1,128百万円	100	砥石の製造販売
株式会社ノリタケコーテッド アブレーション	450百万円	100	研磨布紙の製造販売
株式会社ゼンノリタケ	50百万円	100	研削研磨製品の販売
共立マテリアル株式会社	2,387百万円	100	セラミック原料・電子部品材料の製造販売
ノリタケ伊勢電子株式会社	400百万円	100	電子部品の製造販売
株式会社ノリタケTCF	180百万円	100	工業炉の製造販売・メンテナンス
Noritake Co., Inc.	30,000千米ドル	100	当社製品の販売(米国)
Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited	405,175千スリランカ・ルピー	100	食器の製造(スリランカ)

(7) 主要な事業内容

事業	主な製品
工業機材	研削砥石、ダイヤモンド工具、CBN工具、研磨布紙、研削・研磨関連商品（研削油剤等）
セラミック・マテリアル	電子ペースト、厚膜回路基板、セラミックコア、触媒担体、転写紙、石膏、セラミック原料、電子部品材料、蛍光表示管及び同モジュール等
エンジニアリング	高効率焼成炉ローラーハースキルン、遠赤外線乾燥炉、混合攪拌装置（スタティックミキサー等）、クーラント濾過装置、超硬丸鋸切断機、ロードカッター等
食器	陶磁器食器、その他食器関連商品、装飾・美術品等

(8) 主要な営業所及び工場

①当 社		②子 会 社	
本社	名古屋市	日本レヂボン株式会社	大阪市、岐阜県飛騨市
三好事業所	愛知県みよし市	株式会社ノリタケコーテッド アブレーション	愛知県みよし市、石川県志賀町
夜須工場	福岡県筑前町	株式会社ゼンノリタケ	名古屋市、横浜市、大阪府摂津市
久留米工場	福岡県久留米市	共立マテリアル株式会社	名古屋市、三重県松阪市
神守工場	愛知県津島市	ノリタケ伊勢電子株式会社	三重県大紀町
松阪工場	三重県松阪市	株式会社ノリタケTCF	愛知県刈谷市
港工場	名古屋市		
小牧工場	愛知県小牧市	Noritake Co., Inc. (米国)	ニュージャージー州フェアローン市、 オハイオ州メーソン市、 イリノイ州アーリントンハイツ市
伊万里工場	佐賀県伊万里市		
東京支社	東京都港区		
大阪支社	大阪府摂津市	Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited (スリランカ)	マータレ県マータレ市

(添付書類)

事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	就業従業員数	前連結会計年度末比増減	
工業機材	2,551名	増	43名
セラミック・マテリアル	866名	減	9名
エンジニアリング	314名	増	2名
食器	1,017名	減	68名
全社（共通）	259名	増	10名
合計	5,007名	減	22名

(注) 当連結会計年度より連結子会社1社の帰属セグメントを変更したため、工業機材事業及びエンジニアリング事業については前連結会計年度の数値を変更後のセグメントに組み替えて比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

在籍従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,945名	減 8名	43.9才	20.8年

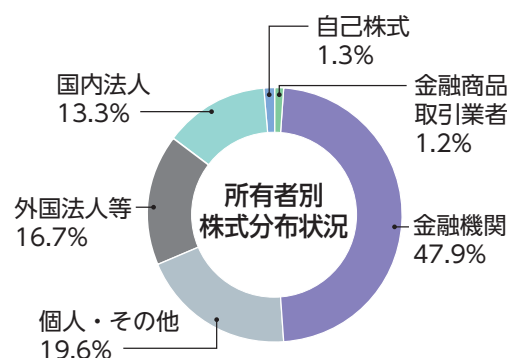
(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,341

百万円

2 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 39,750,000株
- ② 発行済株式の総数 14,842,849株
(含む自己株式 193,754株)
- ③ 株主数 10,761名
- ④ 大株主



株 主 名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,796	12.26
明治安田生命保険相互会社	1,291	8.81
第一生命保険株式会社	1,041	7.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	702	4.80
TOTO株式会社	520	3.56
株式会社三菱UFJ銀行	477	3.26
日本生命保険相互会社	384	2.62
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	287	1.96
ノリタケ取引先持株会	237	1.62
東京海上日動火災保険株式会社	218	1.49

(注) 持株比率は自己株式(193,754株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数 株	交付対象者数 名
取締役（社外取締役を除く）	—	—
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告 3 会社役員に関する事項(4)取締役及び監査役の報酬等 に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小倉 忠	
代表取締役社長 執行役員	加藤 博	
取締役 専務執行役員	東山 明	工業機材事業本部長
取締役 執行役員	夫馬裕子	経営管理本部長
社外取締役	友添雅直	株式会社豊田自動織機 社外監査役、ダイハツ工業株式会社 社外監査役 ホシザキ株式会社 社外取締役
社外取締役	山本良一	J. フロント リテイリング株式会社 取締役 取締役会議長 大同特殊鋼株式会社 社外取締役
常勤監査役	左合澄人	
常勤監査役	吉田和正	
社外監査役	猿渡辰彦	日本金銭機械株式会社 社外取締役
社外監査役	森崎 孝	株式会社三菱総合研究所 取締役会長

- (注) 1. 取締役 友添雅直、山本良一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役 猿渡辰彦、森崎孝の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 当期中の取締役・監査役の異動
- (1) 2021年6月25日開催の第140回定時株主総会において、山本良一氏は取締役に、吉田和正、森崎孝の両氏は監査役に、新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 取締役 小森哲夫氏、監査役白石直之氏は任期満了により、2021年6月25日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
- (3) 監査役 村田隆一氏は2021年6月25日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
4. 監査役 森崎孝氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 山本良一氏は、2021年6月24日付で大同特殊鋼株式会社の社外取締役に選任され就任しております。
6. 監査役 森崎孝氏は、株式会社三菱総合研究所の代表取締役社長の職にありましたが、2021年12月17日付で退任し同日付で取締役会長に就任しております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は、以下の9名であります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
専務執行役員	志手秀司	共立マテリアル株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	永田 滉	開発・技術本部長
常務執行役員	堀江雅彦	株式会社ノリタケコーテッドアブレーシブ 代表取締役社長
常務執行役員	寄田 浩	セラミック・マテリアル事業本部長
常務執行役員	岡部 信	工業機材事業本部 営業本部長
執行役員	前田智朗	エンジニアリング事業部長
執行役員	鶴飼直行	工業機材事業本部 製造本部長
執行役員	村居浩之	日本レヂボン株式会社 代表取締役社長
執行役員	中村吉雅	経営管理本部 副本部長、財務部長

8. 当社は、執行役員待遇制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員待遇は、以下の3名であります。なお、水口宗成は、2022年3月31日をもって執行役員待遇を退任しております。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員待遇	水口宗成	食器事業部長、Noritake Co., Inc. 社長 Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited 会長
執行役員待遇	近藤朋治	工業機材事業本部 技術本部長、研削ソフト技術部長
執行役員待遇	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部 セラミックス事業部長、営業部長

9. 2022年4月1日付で、次のとおり取締役、執行役員及び執行役員待遇の異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 専務執行役員	東山 明	工業機材事業本部長、営業本部長
常務執行役員	寄田 浩	セラミック・マテリアル事業本部長、生産技術センター担当
常務執行役員	岡部 信	経営企画室、監査室担当、食器事業部所管 Noritake Lanka Porcelain (Private) Limited 会長
取締役 執行役員	夫馬裕子	総務部、人事部、法務室、秘書室担当
執行役員	中村吉雅	財務部、情報企画室担当
執行役員待遇	加藤真示	セラミック・マテリアル事業本部 セラミックス事業部長
執行役員待遇（新任）	森下貴弘	セラミック・マテリアル事業本部 電子ペースト事業部長、製造部長
執行役員待遇（新任）	片田智之	食器事業部長、商品開発部長
執行役員待遇（新任）	柴田英之	工業機材事業本部 営業本部 副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員等（取締役、監査役、執行役員、管理職従業員等）であり、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因して生じた損害、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害については填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について決議し、定めております。また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外役員を過半数として構成される指名・報酬委員会が、原案について当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会はその答申を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 月額固定報酬に関する方針

当社の取締役の報酬は、「月額固定報酬」及び「業績連動型株式報酬」で構成されております。「月額固定報酬」は、指名・報酬委員会において、報酬制度に関する基本方針や、役割及び職責に相応しい役位別の報酬金額の妥当性に関して審議を行い、その結果を取締役会へ答申することで合理性並びに透明性を確保し、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会で承認された範囲内において、取締役会で決定しております。

社外取締役につきましては、独立した立場から経営を監督する役割を考慮し、「月額固定報酬」のみとしております。

監査役の報酬につきましては、「月額固定報酬」のみであり、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会で承認された範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

b. 業績連動型株式報酬に関する方針

「業績連動型株式報酬」は、株式交付規程に基づき、中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与するため、中期経営計画に基づき設定される各事業年度の企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に応じて決定しております。また、報酬水準は、基準として設定される企業業績目標（連結売上高、連結営業利益等）の達成度等に対応する水準を100%として、0%から150%の範囲で変動します。当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標（連結売上高1,276億円、連結営業利益93億円等）に対応する報酬水準は150%でした。

交付状況は 2 会社の株式に関する事項⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況 に記載のとおりです。

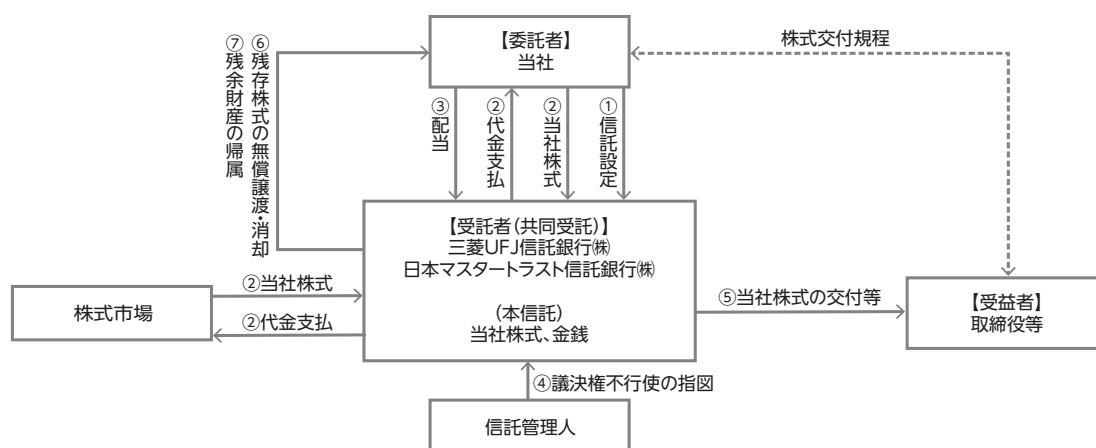
業績連動型株式報酬制度の詳細は、次のとおりです。

当社は、2016年6月29日開催の第135回定時株主総会決議に基づき、社外取締役以外の取締役及び所定の要件を満たす執行役員（以下「取締役等」という）を対象に、取締役等の報酬と当社の企業業績及び株式価値を連動させることで、取締役等に対して当社の中長期的な企業価値と株主価値の向上を意識した経営へのインセンティブを付与することを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）を導入いたしました。

本制度においては、当社が拠出した金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、各事業年度の企業業績目標の達成度に応じて、取締役等の退任時に当社株式の交付及び当社株式の換価処分相当額の金銭の給付が行われます。

当初の制度対象期間は2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度で設定しました。当該期間満了後も、3事業年度ごとの新たな制度対象期間の設定及び信託期間の延長を行い、本制度を継続できるものとしております。

イ. 業績連動型株式報酬制度の仕組み



- ① 当社は、株主総会の承認決議の範囲内で金銭を拠出し（注1）、所定の受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（以下「本信託」という）を設定します。
- ② 本信託は、信託管理人の指図に従い、①で信託された金銭を用いて、株主総会で承認を受けた範囲内で当社株式を当社（第三者割当による自己株式処分）または株式市場から取得します。（注2）
- ③ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の株式と同様に行われます。
- ④ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、信託期間中、取締役等に対して、各事業年度の企業業績目標の達成度等に応じてポイントの付与または没収が行われ、付与されたポイントは累積されます。所定の受益者要件を満たす取締役等は、退任時に、当該取締役等が保有するポイントに応じて、当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。
- ⑥ 信託の終了時、本信託内に残存する当社株式は、株式の消却を行うことを条件として、当社へ無償譲渡されます。また、本信託内に残存する金銭は、所定の受益者要件を満たし受益者となる者へ分配されます。
- ⑦ 信託の清算に際して、残余財産は、信託への拠出金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属します。

(注) 1. 本信託に拠出する金銭の上限額 3事業年度の制度対象期間ごとに600百万円
2. 本信託が取得する当社株式数の上限 3事業年度の制度対象期間ごとに300千株

ロ. 取締役等に取得させる予定の株式の総数

310,000株

なお、上記株式数には、前対象期間（2017年3月期から2019年3月期）及び当対象期間（2020年3月期から2022年3月期）で権利確定した245,134株を含んでおります。

ハ. 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

取締役等のうち受益者要件を満たす者

c. 報酬等の割合に関する方針

「月額固定報酬」と「業績連動型株式報酬」の比率については、中長期的な業績の安定と企業価値及び株主価値の向上を重視し、業績に連動する「業績連動型株式報酬」の割合が過度にならないように設定しております。

d. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額固定報酬の限度額は、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、22名です。また、業績連動型株式報酬の額は、本制度の導入を決定した2016年6月29日開催の第135回定時株主総会において、月額固定報酬とは別枠で、当初の制度対象期間（2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度）について信託金の上限額を600百万円と決議しております。当該株主総会終結時点の本制度の対象となる社外取締役以外の取締役及び所定の要件を満たす執行役員の員数は、取締役は7名、執行役員（取締役を兼務しない者）は8名です。

監査役の月額固定報酬の限度額は、1990年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		金銭報酬	非金銭報酬	
		月額固定報酬	業績連動型株式報酬	
	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	245 (19)	191 (19)	53 (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	60 (19)	60 (19)	— (—)	6 (3)

(注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第140回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
2. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に費用計上した役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏名	取締役会等への出席状況	発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
友添雅直	取締役会：13回／13回（100%） 指名・報酬委員会：2回／2回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。
山本良一	取締役会：10回／10回（100%） 指名・報酬委員会：1回／1回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において適宜発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会において、取締役の指名、報酬について、積極的に意見を述べ、委員としての役割を果たしております。

・社外監査役

氏名	取締役会等への出席状況	発言状況
猿渡辰彦	取締役会：13回／13回（100%） 監査役会：12回／12回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社のガバナンス体制や業務の効率性に関する助言・提言を行っております。
森崎 孝	取締役会：10回／10回（100%） 監査役会：10回／10回（100%）	企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社のガバナンス体制や財務等に関する助言・提言を行っております。

(注) 取締役山本良一氏及び監査役森崎孝氏の取締役会等への出席状況は、2021年6月25日の就任時から当事業年度末日までに開催された取締役会等への出席状況であります。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称又は氏名

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬

..... 67百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

..... 135百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちNoritake Lanka Porcelain (Private) Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、当社が会計監査人と監査契約を締結する際に、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額が適切であるかについて、検証いたしました。また、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認める場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合の他、当社監査役会は、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。(最終改定 2020年4月23日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、取締役はこれらを遵守します。
2. 取締役会規程及び決裁規程を定め、法令及び定款に定める重要事項の決定並びに業務執行の監督のために、取締役会を開催するとともに、経営会議及び各種委員会等の会議体を開催します。
3. 取締役会の監督機能の強化、意思決定の透明性を高めるとともに、経営全般についての様々な助言・提言を得るため、社外取締役を複数招聘します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。
2. 大規模地震や火災等への防災対策に係る規程を定め、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を明確にし、従業員の安全と被害の軽減を図ります。
3. 事業運営上のリスクについては、事業計画や予算、設備投資計画等、重要な事項の決裁の過程において、総合的に検討・分析を行って、これを回避・予防します。
4. コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別リスクについては、経営会議や各種委員会でリスクの把握と未然防止を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁規程に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
2. 執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
3. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議体を年2回開催します。また、実績及び年度事業計画の進捗の確認と情報共有を図る会議体を四半期毎に開催します。
4. 決裁規程や職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、権限委譲を行い、業務執行の効率化を図ります。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらの周知徹底を図ります。
2. コンプライアンス委員会を設置し、所定の組織毎に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化のための活動を推進します。
3. 業務や業態もしくは使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
4. 社内及び社外に専用窓口を設けた内部通報制度を整備し、不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断することを「行動基準」として徹底します。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の営業成績及び財務状況については、定期的に当社への報告を義務づけます。重要な子会社については、当社の経営会議や取締役会における報告を義務づけます。
2. 子会社における経営上の重要事項については、当社及び子会社の会社規定によって、当社の事前承認や当社への報告を義務づけます。
3. 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守の推進を図るために、子会社もコンプライアンス委員会の活動に参加するとともに、子会社の取締役及び使用人は当社が社内外に設ける内部通報窓口を利用できるものとします。
4. 中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るために年2回開催する会議体と、年度事業計画の実績や進捗の確認と情報共有を図るために四半期毎に開催する会議体は、子会社の責任者も出席して開催します。
5. 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程を定め、内部監査部門により、当社及び子会社において内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行います。
6. 子会社の取締役及び監査役には、当社の取締役、監査役もしくは使用人がそれぞれ1名以上就任し、業務執行を管理・監督します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じて取締役から独立した専属の従業員を置くものとします。
2. 当該使用人は、当社及び子会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。
3. 当該使用人の人事異動、人事考課については、監査役会の事前同意を要するものとします。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査役の閲覧に供するとともに、監査役に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
2. 当社及び子会社の内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。事務局は、当社及び子会社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役に対して定期的に報告します。
3. 経営会議や各種委員会には、監査役が出席します。
4. 監査役へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

⑨ 監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が弁護士、公認会計士等独自の外部専門家を任用することを求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担します。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会は、常勤監査役2名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計4名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
2. 代表取締役は、監査役との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
3. 内部監査部門は、監査役に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行体制について

当事業年度の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度は13回開催し、各議案の審議、業務執行状況の報告について活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しました。

当社は執行権限の委譲と執行責任の明確化を目的に執行役員及び執行役員待遇制度を導入し、取締役会による決定を要しない業務執行のうち、一定の重要な事項については、社内取締役及び社長が指名する執行役員及び執行役員待遇で構成され、原則週1回開催される経営会議の審議を経て決定しており、慎重かつ迅速な意思決定を行っております。また、コンプライアンス委員会、ものづくり強化委員会、環境委員会、人事政策委員会、安全衛生委員会等の各種委員会を開催し、それぞれの目的事項に関する審議と情報共有や意見交換を行いました。

なお、取締役の職務執行に係る文書等の重要な情報は、法令や会社規定に従い適切に保存及び管理しております。

② リスク管理体制について

危機管理規程に基づく体制を構築し、子会社を含めた各部署間の連携を通じて、危機につながる情報を早期に収集し、法令に違反した不祥事又は事故、災害等の企業価値を損なうような不測の危機に備えております。特に大規模地震や火災等における防災対策については、防災教育・訓練を実施するとともに、災害発生時の従業員の行動基準を周知しております。また、コンプライアンス、品質、環境、人事労務、安全衛生等に関する個別のリスクについては、経営会議やコンプライアンス委員会、ものづくり強化委員会、環境委員会、人事政策委員会、安全衛生委員会等の各種委員会の中でリスクの把握と対応を行いました。

③ コンプライアンス体制について

代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、当社及び子会社において、「ノリタケグループ企業倫理綱領」に定めた「倫理規範」及び「行動基準」を遵守して職務を遂行することを、コンプライアンス研修や社内報等により周知し、コンプライアンス意識の向上を図っております。当事業年度においては2回開催し、コンプライアンス活動に関する年度計画を決定し、関連事項の報告を受けました。

事業本部・事業部及び子会社に配置された企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者は、コンプライアンス違反の未然防止対策の実施と継続的なコンプライアンス遵守体制の強化に努めております。また、内部通報制度に関する規程に基づき内部通報制度を運用しており、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。

なお、反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした姿勢で対応しております。

④ 子会社管理体制について

子会社の取締役は、各社の営業成績及び財務状況について、定期的に当社への報告を行っております。また、その他重要事項については、その都度、当社の事前承認の取得や当社への報告を行いました。

子会社におけるコンプライアンスに関する取組みの状況は、③に記載のとおりです。

中期経営計画の基本戦略及び年度事業計画の浸透を図るため、事業本部・事業部及び子会社の責任者が出席する会議を2回開催しました。また、四半期毎に実績及び年度事業計画の進捗確認と見直しを行っております。

監査役及び内部監査部門は子会社に対し、内部統制の整備及び運用状況について、財務報告に係る内部統制規程に基づき継続的に内部監査を実施しており、子会社の業務の適正性を確保しております。

また、子会社の取締役又は監査役に就任した当社の取締役、監査役及び使用人は、取締役会への出席を通して子会社の業務執行を管理・監督しました。

⑤ 監査役の監査体制について

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては12回開催し、監査に関する重要な事項について、協議・決議を行いました。

また、取締役会への出席や重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、常勤監査役が経営会議やその他重要会議へ出席し、さらに当社並びに子会社の取締役及び使用人からの業務執行に関する報告の聴取等を通じて、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

常勤監査役はコンプライアンス委員会への出席により、またコンプライアンス委員会事務局からの報告を受け、内部通報状況や当社において発生しうるリスクについての認識を共有しました。

さらに、代表取締役、会計監査人並びに内部監査部門と緊密に連携し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針として位置付け、長期にわたる安定的な配当を継続することを基本とし、業績・財務体質、今後の事業展開などを総合的に判断して成果の配分を行うこととしています。また、内部留保金につきましては、将来ノリタケグループの柱となるべき新技術・新商品を生み出す開発投資や成長分野への継続的な事業展開のための投資に活用してまいります。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 計 算 書 類

自 2021年4月1日 至 2022年3月31日

(第141期)

株式会社ノリタケカンパニーリミテド

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	34,993	流 動 負 債	36,105
現金及び預金	5,395	支払手形	482
受取手形	872	買掛金	3,471
売掛金	15,405	電子記録債権	5,790
電子記録債権	2,903	短期借入金	19,904
商品及び製品	2,366	1年内返済予定長期借入金	900
仕掛品	4,061	リース債権	23
原材料及び貯蔵品	2,249	未払金	403
短期貸付金	526	未払費用	1,282
その他の	1,213	未払法人税等	282
貸倒引当金	△ 1	賞与引当金	1,128
		設備関係支払手形	53
		営業外電子記録債権	467
		その他の	1,916
固 定 資 産	85,079	固 定 負 債	4,741
有形固定資産	25,289	リース債権	34
建物	11,227	繰延税金負債	4,123
窯	753	役員株式給付引当金	378
機械及び装置	4,206	その他の	205
車両運搬具	0		
工具、器具及び備品	645		
土地	8,317		
リース資産	53		
建設仮勘定	86		
		負 債 合 計	40,847
無 形 固 定 資 産	803	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	784	株 主 資 本	67,703
電話加入権	5	資 本	15,632
その他の	14	資 本 剰 余 金	18,925
投資その他の資産	58,985	資本準備金	18,810
投資有価証券	26,858	その他資本剰余金	114
関係会社株式及び出資金	30,785	利益剰余金	34,307
出資金及び長期貸付金	1,049	利益準備金	3,479
その他の	821	その他利益剰余金	30,827
貸倒引当金	△ 528	固定資産圧縮積立金	12
		繰越利益剰余金	30,814
		自 己 株 式	△ 1,161
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	11,522
		その他有価証券評価差額金	11,522
資 産 合 計	120,072	純 資 産 合 計	79,225
		負 債 純 資 産 合 計	120,072

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

売 上 高		65,710
売 上 原 価		49,612
売 上 総 利 益		16,098
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,198
営 業 利 益		1,899
営 業 外 収 益		3,810
受 取 利 息 及 び 配 当 金 そ の 他	3,101 709	
営 業 外 費 用		323
支 払 利 息 そ の 他	24 298	
経 常 利 益		5,386
特 別 利 益		134
固 定 資 産 売 却 益	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	119	
特 別 損 失		1,019
固 定 資 産 処 分 損	725	
地 中 埋 設 物 処 理 費 用	285	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8	
税 引 前 当 期 純 利 益		4,501
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	273	
法 人 税 等 調 整 額	87	360
当 期 純 利 益		4,140

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利益準備金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計
2021年4月1日残高	15,632	18,810	114	18,925	3,479	12	28,147	31,639
会計方針の変更による 累積的影響額							△ 8	△ 8
会計方針の変更を反映した 当期首残高	15,632	18,810	114	18,925	3,479	12	28,139	31,631
当期変動額								
剰余金の配当							△ 1,464	△ 1,464
当期純利益							4,140	4,140
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額 合計	-	-	-	-	-	-	2,675	2,675
2022年3月31日残高	15,632	18,810	114	18,925	3,479	12	30,814	34,307

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合計	
2021年4月1日残高	△ 1,158	65,039	13,950	13,950	78,989
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 8			△ 8
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△ 1,158	65,031	13,950	13,950	78,981
当期変動額					
剰余金の配当		△ 1,464			△ 1,464
当期純利益		4,140			4,140
自己株式の取得	△ 3	△ 3			△ 3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 2,427	△ 2,427	△ 2,427
当期変動額 合計	△ 3	2,671	△ 2,427	△ 2,427	244

2022年3月31日残高	△ 1,161	67,703	11,522	11,522	79,225
--------------	---------	--------	--------	--------	--------

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法によっております。
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権 … 貸倒実績率法

貸倒懸念債権及び破産更生債権 … 財務内容評価法

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。また数理計算上の差異は、定額法（期間10年）により、発生年度の翌期から費用処理することとしており、過去勤務費用は発生時に一括処理することとしております。

(4) 役員株式給付引当金

役員及び執行役員の当社株式の交付に備えるため、内規に基づく当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。
為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いは、連結計算書類における取扱いと異なっております。

【会計方針の変更に関する注記】

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、販売手数料等の一部について、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、当事業年度より取引価格から減額する方法に変更しております。また、代理人として行われる取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当事業年度より純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,894百万円減少し、売上原価は1,828百万円減少し、販売費及び一般管理費は64百万円減少し、営業利益は1百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は8百万円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産25,289百万円及び無形固定資産803百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

固定資産の減損の判定については、将来キャッシュ・フロー、正味売却価額等の前提条件に基づき実施しているため、これらの前提条件に変更があった場合には、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額		42,774百万円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務		
(1) 金銭債権	短期金銭債権	3,122百万円
	長期金銭債権	1,048百万円
(2) 金銭債務	短期金銭債務	15,691百万円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高		
売上高		11,242百万円
仕入高		4,594百万円
営業取引以外の取引高		2,638百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	409,107株

【税効果会計に関する注記】

1. 繰延税金資産	
賞与引当金	345百万円
棚卸資産評価損	291百万円
退職給付引当金	2,800百万円
関係会社株式及び出資金評価損	635百万円
税務上の繰越欠損金	405百万円
その他	1,305百万円
繰延税金資産小計	5,782百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△405百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,577百万円
評価性引当額	△2,982百万円
繰延税金資産合計	2,800百万円
2. 繰延税金負債	
退職給付信託設定益	1,830百万円
固定資産圧縮積立金	5百万円
その他有価証券評価差額金	5,080百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	6,923百万円
繰延税金負債の純額	4,123百万円

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	事業年度末 残高
子会社	(株)ゼンノリタケ	直接所有 100%	製品の販売 役員の兼任 2名	資金の借入	300	短期借入金	2,102
子会社	共立マテリアル(株)	直接所有 100%	原材料の購入 役員の兼任 3名	資金の借入	18	短期借入金	8,881
子会社	(株)ノリタケTCF	直接所有 100%	製品の購入 役員の兼任 2名	資金の借入	247	短期借入金	1,331

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 製品の販売及び原材料、商品の購入については、市場価格、総原価等を勘案して価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 資金の貸付及び借入利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
なお、キャッシュマネジメントシステムを利用しており、取引金額については前事業年度末残高との純増減額を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	5,488円90銭
1株当たり当期純利益	286円86銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度215千株)。
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度215千株)。

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報について連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月6日

株式会社ノリタケカンパニーリミテド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

奥谷 浩之

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中野 厚哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノリタケカンパニーリミテドの2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計

算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が主要な子会社の監査役を兼務し、その取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築・運用状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）について報告を受け、さらに公益社団法人日本監査役協会公表の改訂版「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に掲げられた評価基準項目及び関連する確認・留意すべき事項に従った説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用への取り組みは相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5月9日

株式会社 リタケカンパニーリミテド 監査役会

常勤監査役 左 合 澄 人

常勤監査役 吉 田 和 正

社外監査役 猿 渡 辰 彦

社外監査役 森 崎 孝



決 算 報 告 書

第 5 5 期

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

日本フレキ産業株式会社

東京都西東京市富士町2-13-17

貸 借 対 照 表

(単位：円)

日本フレキ産業株式会社

令和 4年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 1,101,067,164】	【流 動 負 債】	【 899,779,827】
現 金 及 び 預 金	34,429,702	支 払 手 形	615,431,468
受 取 手 形	156,580,102	買 掛 金	199,140,381
売 掛 金	417,258,550	匿名組合未払金	22,691,940
商 品	252,375,151	未 払 費 用	5,419,589
商品(棚卸資産減損)	△45,907,675	前 受 金	3,699,332
前 渡 金	181,534	預 り 金	1,371,443
短期貸付金(ノリタケ)	296,579,868	前 受 収 益	834,074
未 収 入 金	878,403	法人税等充当金	23,562,000
仮 払 金	4,111,000	賞 与 引 当 金	13,865,000
貸 倒 引 当 金	△15,419,471	未 払 消 費 税	13,764,600
【固 定 資 産】	【 437,014,757】	【固 定 負 債】	【 17,740,999】
(有 形 固 定 資 産)	(338,901,108)	退 職 給 付 引 当 金	4,134,749
建 物	19,021,014	役 員 退 職 引 当 金	13,606,250
建 物 付 属 設 備	854,250	負 債 合 計	917,520,826
構 築 物	1,094,357		
デ モ 機	12,491,211	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	51,384	【株 主 資 本】	【 620,561,095】
土 地	305,388,892	[資 本 金]	[36,036,000]
(無 形 固 定 資 産)	(21,010,800)	[資 本 剰 余 金]	[10,000,000]
ソ フ ト ウ ェ ア	21,010,800	資 本 剰 余 金	10,000,000
(投資その他の資産)	(77,102,849)	[利 益 剰 余 金]	[574,525,095]
投 資 有 価 証 券	2,850,000	利 益 準 備 金	9,009,000
出 資 金	10,000	(その他利益剰余金)	(565,516,095)
長 期 貸 付 金	10,859,477	別 途 積 立 金	370,000,000
匿名組合出資金	20,000,000	繰 越 利 益 剰 余 金	195,516,095
保 証 金	4,685,830	(うち当期純利益)	(99,432,502)
長期繰延税金資産	38,697,542	純 資 産 合 計	620,561,095
資 産 合 計	1,538,081,921	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,538,081,921

損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 3年 4月 1日

日本フレキ産業株式会社

至 令和 4年 3月31日

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高	2,887,946,401	2,887,946,401
【売 上 原 価】		
期首商品製品棚卸高	197,373,159	
仕 入 高	2,258,560,306	
輸 入 諸 掛	221,919	
合 計	2,456,155,384	
期末商品棚卸高	206,467,476	2,249,687,908
売 上 総 利 益		638,258,493
【販売費及び一般管理費】		498,862,614
営 業 利 益		139,395,879
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	283,514	
受 入 手 数 料	415,548	
有価証券評価損戻入	2,419,500	
雑 収 入	10,714,595	13,833,157
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	57,521	
固定資産除却損	750,000	
控除対象外消費税	1,697	
雑 損 失	1,814,034	2,623,252
経 常 利 益		150,605,784
税引前当期純利益		150,605,784
法人税等充当額		41,798,000
法人税等調整額		9,375,282
当 期 純 利 益		99,432,502

販売費・一般管理費内訳書

(単位：円)

自 令和 3年 4月 1日

日本フレキ産業株式会社

至 令和 4年 3月31日

科 目	金 額	
役 員 報 酬	15,350,000	
従 業 員 給 与	233,297,480	
役員退職引当金繰入	1,123,500	
退 職 給 付 費 用	4,852,845	
労 務 副 費	4,462,490	
福 利 厚 生 費	55,060,854	
従 業 員 賞 与 金	25,177,000	
賞与引当金繰入	△3,217,000	
出 向 者 給 与	9,883,710	
広 告 宣 伝 費	3,002,912	
運 賃 荷 造 費	11,808,167	
支 払 手 数 料	11,795,432	
リ ー ス 料	26,695,840	
販 売 手 数 料	3,138,410	
水 道 光 熱 費	4,549,671	
事 務 用 品 費	3,850,550	
消 耗 品 費	3,807,903	
地 代 ・ 家 賃	16,277,522	
保 険 料	5,838,217	
修 繕 費	156,464	
租 税 公 課	2,879,861	
減 価 償 却 費	10,569,035	
接 待 交 際 費	1,049,037	
旅 費 ・ 交 通 費	6,944,510	
通 信 費	6,455,687	
貸倒引当金繰入	1,054,542	
車 輜 費	28,215,887	
貸 倒 損 失	915,230	
貸倒引当金戻入益	256,883	
雑 費	3,609,975	
合 計		498,862,614

株主資本等変動計算書

日本フレキ産業株式会社

自
至

令和03年04月01日
令和04年03月31日

(単位:円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
前期末残高	36,036,000	10,000,000	10,000,000	9,009,000	370,000,000	96,083,593	475,092,593		521,128,593
当期変動額									
当期純利益						99,432,502	99,432,502		99,432,502
剰余金の配当									
別途積立金									
自己株式取得									
自己株式消却									
利益準備金積立									
当期変動額合計						99,432,502	99,432,502		99,432,502
当期末残高	36,036,000	10,000,000	10,000,000	9,009,000	370,000,000	195,516,095	574,525,095		620,561,095

	株主資本	評価・換算差額等合計			新株予約権	純資産合計
		その他 有価証券 評価差額金	固定資産評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
前期末残高	521,128,593					521,128,593
当期変動額						
当期純利益	99,432,502					99,432,502
剰余金の配当						
別途積立金						
自己株式取得						
自己株式売却						
有価証券評価差						
当期変動額合計	99,432,502					99,432,502
当期末残高	620,561,095					620,561,095

個 別 注 記 表

日本フレキ産業株式会社

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券……総平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………先入先出法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……法人税法の規定による定率法及び定額法

無形固定資産……法人税法の規定による定額法

リース 資産 . . . リース期間を耐用年数とし、残存期間を
零とする定額法

引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、貸倒実績率により
計算した回収不能見込み額を計上している。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、
当事業年度対応額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における
退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき
当事業年度において発生していると認められる金額を
計上しております。

④役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく
事業年度末要支給額を計上しております。

収益及び費用の計上基準 実現主義及び発生基準

消費税の会計処理

消費税の会計処理は税抜方式で計上している。

2. 貸借対照表に関する注記

親会社に対する債権・債務

1. 貸 付 金	296,579,868 円
2. 買 掛 金	58,082,256 円

有形固定資産減価償却累計額 175,101,759 円

3. 損益計算書に関する注記

親 会 社 と の 取 引

1. 売 上 高	1,466,475 円
2. 仕 入 高	730,583,235 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の数 58,754 株

当事業年度末日における自己株式の数 0 株

5. 一株当たり情報に関する注記

一株当りの純資産額 10,562 円 02 銭

一株当りの当期純利益 1,692 円 35 銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし

7. その他の注記

該当事項なし

監 査 報 告 書

私は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所に於いて業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年5月13日

日本フレキ産業 株式会社

監査役

岡 美 枝 